

2023年7月4日

各 位

会 社 名 株式会社アマナ  
代 表 者 代表取締役社長 進藤 博信  
(コード番号 2402 東証グロース市場)  
問合せ先 取締役 伊賀 智洋  
(TEL. 03-3740-4011)

## 特設注意市場銘柄の指定および上場契約違約金の徴求に関するお知らせ

当社は、本日付で、株式会社東京証券取引所より特設注意市場銘柄に指定されるとともに、上場契約違約金の徴求を受けることとなりましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 特設注意市場銘柄指定および上場契約違約金の徴求の理由

株式会社東京証券取引所より以下のとおり指摘を受けております。

株式会社アマナ（以下「同社」という。）は、2023年5月11日付で、不適切な会計処理等に関する特別調査委員会の調査報告書を開示し、当該調査結果に基づき、同年5月31日付で、過年度の決算内容の訂正を開示しました。

これらの開示により、同社では、同社従業員が売上の水増しや架空計上を行うとともに、架空発注によって資金を不正に流出させていたことに加え、特定顧客に向向していた同社従業員によって同様の不正行為が行われていたことが判明しました。

また、同社は、2022年8月22日付で過年度決算内容の訂正（以下「前回訂正」という。）を開示していますが、前回訂正前に設置された特別調査委員会による調査が、結果として不適切な会計処理の全容を解明しないまま終了し、前回訂正が不正確かつ不十分なものであったことも判明しました。

その結果、同社は、2018年12月期から2022年12月期第3四半期までの決算短信等において上場規則に違反して虚偽と認められる開示を行い、それに伴う決算内容の訂正により、2019年12月期の経常利益、2021年12月期の経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益が黒字から赤字へ転落すること、また、2021年12月期における純資産の額が負となることなどが判明しました。

こうした開示が行われた背景として、本件では主に以下の内部管理体制上の不備が認められました。

- ・ 過去の不適切な会計処理発覚後もなお、顧客ごとに案件担当者を固定する仕組みのもと、案件担当者以外の者が取引の内容を把握できなくとも仕方ないとの考えが定着しており、個々の取引の適正性を確認・監督する仕組みが機能していないこと
- ・ 過去の不適切な会計処理発覚時に策定した再発防止策を財務報告の信頼性回復に向けた改革と位置付けたものの、代表取締役社長を筆頭に責任の所在を明らかにしないまま、業績回復に向けた施策を優先するなど、経営陣として再発防止に徹底して取り組めていなかったこと
- ・ 経営陣は、業務フローの整備と、これに紐づく基幹システムを整備することにより、従業員が意識せずとも自然にルールを守ることができるようになるという考えの下、現場担当者レベルに至るまでの従業員の意識向上に向けた対策が不十分であったこと
- ・ 一部の従業員は基礎的な会計規律への意識が不足していることから、会計処理等に係る不審な兆候に気付いても経理財務部門や上長に対する適切な報告や連絡が行われなかったこと

本件は、投資者の投資判断に重要な影響を与える虚偽と認められる開示が行われたものであって、本来、投資者からの信頼を回復するための真摯な取組が求められる不正の発覚後の局面において、不正確かつ不十分な決算内容の訂正を行ったものであり、同社の内部管理体制等について改善の必要性が高いと認められることから、同社株式を特設注意市場銘柄に指定することとします。

また、上記背景のもと投資判断情報として重要性の高い決算情報について長期間にわたり誤った情報を公表し続けたこと、及び同社は2020年12月期における純資産の額が負となった結果、上場廃止に係る猶予期間にあったところ、2021年12月期における純資産の額を正とする訂正前の財務諸表によって猶予期間からの解除を受けたことは、当取引所市場に対する株主及び投資者の信頼を毀損したと認められることから、同社に対して、上場契約違約金の支払いを求めることとします。

## 2. 特設注意市場銘柄指定日

2023年7月4日（火）

## 3. 特設注意市場銘柄指定期間

2023年7月4日から原則として1年間の改善期間の後、当社から株式会社東京証券取引所に「内部管理体制確認書」を提出して指定解除の審査を受け、当該審査の結果、内部管理体制等に問題があると認められない場合には指定解除となります。一方で、内部管理体制等に問題があると認められた場合は原則として上場廃止となりますが、その後の改善が見込まれる場合には特設注意市場銘柄の指定が継続され、6ヶ月間改善期間が延長されます。なお、特設注意市場銘柄の指定中であっても、実地調査等で内部管理体制等の改善見込みがなくなると認められた場合には上場廃止となります。

## 4. 上場契約違約金について

当社は、株式会社東京証券取引所より、上場契約違約金として960万円の支払いを求められております。

## 5. 今後の対応

本件につきましては、株主、投資家の皆様をはじめ、関係者の皆様には多大なるご迷惑とご心配をおかけしておりますことを、深くお詫び申し上げます。

当社は、2023年6月13日付「再発防止策に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、特別調査委員会より調査報告書において指摘された事項および再発防止のための提言を真摯に受け止め、当社の内部統制およびガバナンス上の問題をあらためて認識し、内部統制およびガバナンス体制の強化を当社の最重要課題と位置づけ、この課題に対処するために、有効性・実効性の高い再発防止策を策定しております。

今回の特設注意市場銘柄指定を受けて、今後当社のガバナンス・内部管理体制を再整備し強化していくために、さらに踏み込んだ改善計画を策定し、1年の改善期間を経て指定の解除が受けられるように当社グループの役職員一丸となって皆様からの信頼回復に向けて尽力してまいります。

以 上